

令和8年度 岸和田市学力向上支援事業

AIドリル事業 仕様書

岸和田市教育委員会

【 目的 】

岸和田市が設置している公立小中学校において、基礎的基本的な学力と家庭学習の習慣の定着を図る取組の一つとしてAIドリルを導入し、一人一人の知識・技能の定着度に応じた教材を提供することで、個別最適化した学習が可能となることを目的とする。

1. 業 務 名 岸和田市学力向上支援事業 AIドリル事業

2. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3. AIドリルの利用対象者

【岸和田市立小学校24校】

学校名	児童数	教職員数	学校名	児童数	教職員数
中央小学校	111	15	大宮小学校	505	43
城内小学校	552	44	城北小学校	323	30
浜小学校	138	19	新条小学校	400	33
朝陽小学校	462	29	八木北小学校	465	37
東光小学校	475	37	八木小学校	409	28
旭小学校	483	38	八木南小学校	436	37
太田小学校	445	27	光明小学校	608	40
天神山小学校	79	15	常盤小学校	682	48
修斉小学校	178	16	山直北小学校	617	45
東葛城小学校	72	15	城東小学校	222	20
春木小学校	335	27	山直南小学校	221	19
大芝小学校	346	26	山滝小学校	57	13

児童数計 8,621人 教職員数計 701人 予備アカウント 80人分

【岸和田市立中学校11校】

学校名	生徒数	教職員数	学校名	生徒数	教職員数
岸城中学校	558	63	久米田中学校	645	56
光陽中学校	393	39	山直中学校	473	46
野村中学校	211	22	春木中学校	453	40
桜台中学校	710	56	北中学校	405	40
葛城中学校	167	27	山滝中学校	85	19
土生中学校	433	41			

生徒数計 4,533人 教職員数計 449人 予備アカウント 30人分

令和8年5月1日見込み

4. 使用場所

各小・中学校、岸和田市教育センター及び各家庭等

5. 内容

(1) 想定利用

- (ア) 児童・生徒が、学校や家庭において学習者用端末等を使用して、ドリル学習を行う。
- (イ) 学習内容の定着のための学習の進め方の個別最適化を、AI機能が支援する。
- (ウ) 児童・生徒が自身の学習状況を確認し、学習を自己調整する力をはぐくむ一助とする。
- (エ) 教員が個々の学習への取組み状況を確認し、児童・生徒の動機づけや指導に活かす。

(2) 要件

- (ア) 児童・生徒の学習においては、学習者用端末（ChromeOS）においてドリルを活用することを主として想定している。帯学習など（10分～15分程度）において学校単位（最大750名前後を想定）で一斉に学習に取り組んだ際に、利用者が円滑に利用できること。
- (イ) 教員の管理業務においては学習者用端末（ChromeOS）並びに校務用端末（Windows OS）双方において同様の機能を活用することが可能であること。
- (ウ) 進級・クラス替え・進学等に伴う児童・生徒の学習履歴や進捗状況の年次更新機能、引継ぎ機能を有している。
- (エ) メンテナンス等を除き、24時間365日利用できること。

(3) デジタルドリル機能について

- (ア) 学習指導要領に基づいた問題が収録されていること。
- (イ) 小学校5教科（国語・社会・算数・理科・英語）、中学校5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の問題が収録されており、学年に依存せずに学習範囲を定めて学習に取り組むことができること。
- (ウ) 教科書との対応が分かりやすく表記されており、教職員や児童・生徒が問題を選びやすいデザインになっていること。
- (エ) 学校及び家庭等からインターネットを介してアクセスし、学習できるドリルであること。
- (オ) 学習状況等が可視化され、動機づけや学習を調整することを促す機能を有していること。
- (カ) 手書き（ひらがな・漢字・数字・アルファベット等）を文字として認識し、回答として正誤判定を行うことができること。
- (キ) 回答の際にメモをする機能を有し、回答後もそれを確認することができること。
- (ク) データベースに蓄積された学習データに基づき、出題される問題の難易度が1問ごとに個人に合わせて調整されること。
- (ケ) 学習内容の定着を目的に、特定の難易度において正解した問題についても難易度を変えるなど複数回の反復学習に応じた復習が個人に最適な回数・頻度において出題されること。
- (コ) 教職員が問題を配付できる機能があること。
- (サ) 支援を要する児童・生徒に対する配慮がなされていること。

(4) 学習履歴管理について

- (ア) 教職員が学年・クラス・個人単位など任意の単位から、学習結果・学習回数などの情報がそれぞれ確認できること。
- (イ) 教職員が児童・生徒の取組み状況を把握でき、指導等に生かすことができる仕組みを有すること。
- (ウ) 教育委員会および各学校の教職員ごとにアカウントを発行し、各学校の利用状況・学習結果の確認ができること。
- (エ) 教職員が管理コンソール上において児童・生徒の学習状況の推移や正誤の傾向などの学習活動の分析を行える仕組みを有すること。

(5) サポートについて

- (ア) 導入に際し、操作やアカウントの新規登録について丁寧な説明を行うことや作業支援などについて協力すること。また、導入後にも操作及びシステムの問い合わせ窓口（メールまたは電話）があること。
- (イ) 教職員向けのサポートサイトが Web 上で設置されていること。
- (ウ) 教職員対象の操作及び活用方法の研修会を導入時等に実施すること。
- (エ) 希望する学校の児童・生徒を対象に、操作及び活用方法の説明会等を導入時に実施すること。
- (オ) 年間3回以上、AI ドリルの利活用状況に関するデータ分析の報告を教育委員会向けに実施すること。

(6) セキュリティ要件について

AI ドリルは重要な個人情報を取り扱うため、これを提供する事業者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、下記の事項を遵守しなければならない。

- (ア) 事業者は、以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISO27017）
 - ② 品質マネジメントシステム（ISO9001）
 - ③ プライバシーマーク（JISQ15001）

6. その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (2) AI ドリル自体および導入に必要な資料は受託者が提供する。受託者は、発注者から提供された秘密である旨指定された情報について、AI ドリルの提供に必要な範囲に限り利用するものとし、発注者の許可なくその他の目的に利用せず、第三者に開示してはならない。
- (3) AI ドリルの導入に当たっては、担当課と十分な事前打ち合わせの実施の上、対応を行うこと。